

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>

発行人 橋本篤弘
制作 茨城弘報(株)
定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

SEPTEMBER 2018
VOL.602

9



彼岸の頃(常陸太田市)

写真提供者：水戸市 津川 伊佐雄 氏

●2018 9月号 CONTENTS●

平成30年度全国労働衛生週間実施要綱……………2
 安全衛生に係る厚生労働大臣表彰……………5
 9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です! ……6
 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です!……………7
 「働き方」が変わります!!……………8
 「働き方・休み方改善コンサルタント」がアドバイス!……………9
 労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう…10
 9月は労働保険料滞納整理強化月間です……………11
 治療と仕事の両立支援 事業主向けセミナーのご案内…11

パワーハラスメント対策の取組を推進しましょう……………12
 ハラスメント対応特別相談窓口を開設しました!……………13
 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内……………13
 労災保険 二次健康診断等給付のさらなる活用を……………14
 過重労働解消のためのセミナーを開催します……………15
 県内の労働災害発生状況速報……………15
 平成30年死亡災害発生状況……………15
 講習会のご案内……………16

平成30年度(第69回)全国労働衛生週間スローガン

『**こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革**』

準備期間9/1～9/30 本週間10/1～10/7

平成30年度 全国労働衛生週間 実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第69回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況についてみると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は200件前後となっている。

また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は56.6%(平成28年労働安全衛生調査(実態調査))にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は37.1%である。また、労働者の約3割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいないと感じている。

この他、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超え、年々増加を続けている。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならない、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に関しては、芳香族アミン取扱事業場における膀胱がん事案や吸入性有機粉じんによる肺疾患事案など従来は把握されていなかった重篤な健康障害が発生しているほか、危険性又は有害性等を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート(SDS)の交付を行っている譲渡・提供製造者の割合は、それぞれ60.0%、51.6%(平成28年労働安全衛生調査(実態調査)特別集計)にとどまっている状況が認められる。加えて、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物は、耐用年数から推計すると、2030年頃にその解体棟数がピークを迎えるとされている。

このような状況を踏まえ、第13次労働災害防止計画の初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革実行計画」(平成29年3月働き方改革実現会議決定)等を踏まえ、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談を労働者が安心して受けられる環境整備を促進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及を図ることとしている。

また、引き続き、「『過労死等ゼロ』緊急対策」に沿って、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推奨することとしている。

また、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援については、「働き方改革実行計画」に基づき、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化、治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みの整備等に着手に取り組むこととしている。

さらに、化学物質対策については、第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付・入手の徹底に引き続き取り組むとともに、リスクアセスメント

の確実な実施や石綿ばく露防止対策のさらなる強化等に取り組むこととしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡回
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 改正労働安全衛生規則(平成29年6月1日施行)に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
- d 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
- e 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- f 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 自殺予防週間(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルスカに関する支援の活用

(ウ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号)に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 治療と仕事の両立を支援するための制度

導入に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用

(エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした一定の危険・有害な化学物質(SDS交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認
- b SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
- c ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえたばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- g その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底

- (a) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の徹底
- (b) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底

(オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
 - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- b 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有煙突断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者への間取り等の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合(不明な場合を含む。)における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- c 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等

(カ) その他の重点事項

- a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)に基づく以下の対策の実施

- (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育(雇入れ時教育を含む。)の実施
- (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- b 職場における受動喫煙防止対策の推進
 - (a) 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - (b) 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - (c) 支援制度(専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用
- c 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の徹底
 - (a) WBGT値(暑さ指数)の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
 - (d) 救急措置の事前の確認と実施
- イ 労働衛生3管理の推進等
 - (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
 - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
 - (イ) 作業環境管理の推進
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
 - (ウ) 作業管理の推進
 - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
 - (エ) 健康管理の推進
 - 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)として、以下の事項を重点的に実施
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基
- ウ 作業の特性に応じた事項
 - (ア) 粉じん障害防止対策の徹底
 - a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)としての次の事項を重点とした取組の推進
 - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d) じん肺健康診断の着実な実施
 - (e) 離職後の健康管理の推進
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
 - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底
 - (ウ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - (エ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 - (オ) VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
 - (カ) 石綿障害予防対策の徹底
 - a 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - b 石綿製品の全面禁止の徹底
 - c 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - d 離職後の健康管理の推進
 - (キ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- エ 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進
 - 東日本大震災に関しては(ア)～(ウ)の取組、平成28年熊本地震に関しては(ア)の取組を実施する。
 - (ア) 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
 - (イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
 - (ウ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について(平成24年8月10日付け基発0810第1号)」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

安全衛生に係る厚生労働大臣表彰

茨城労働局労働基準部健康安全課

安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰は、積極的に安全衛生活動を取り組み無災害が長期に継続していることなど、他の模範と認められる優良な事業場や団体をたたえるものです。

また、事業者団体の役員や学識経験者などで、長年にわたり安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体または関係事業場の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした功労者なども対象となります。

平成30年度表彰においては、清水・岡部・山本特定建設工事共同企業体（土浦駅北地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事）が奨励賞を、茨城産業保健総合支援センター所長の小松満氏、茨城労働局粉じん対策指導委員の久保田俊夫氏が功績賞を受賞しました。

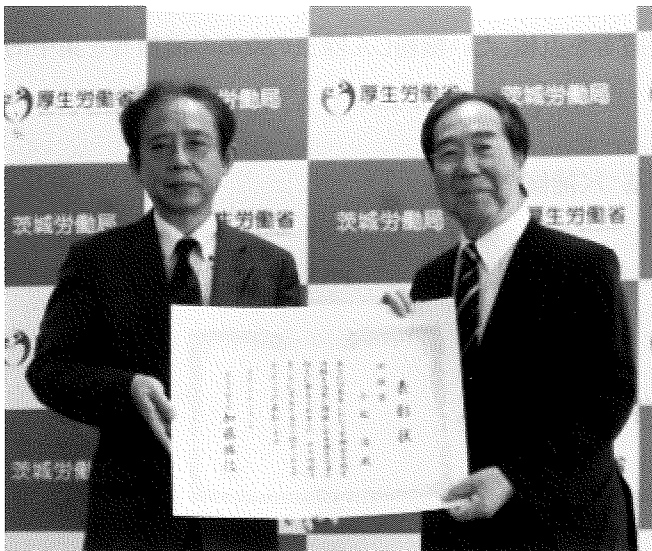
清水・岡部・山本特定建設工事共同企業体は、土浦駅北地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事において、清水建設(株)関東支店茨城営業所を通じ、定期的作業所の巡視、協力会社への教育・啓蒙活動・安全先取り工法の検討といった全面的なバックアップ、現場の自主的管理の活発化等により、449,623時間（平成29年11月1日）の無災害記録時間を達成しました。

小松満氏は、平成10年4月の茨城県医師会長当事に、地域・職域保健活動に貢献され、現在は、茨城産業保健総合支援センター所長として、茨城県内の安全衛生水準の向上に多大な貢献をしています。

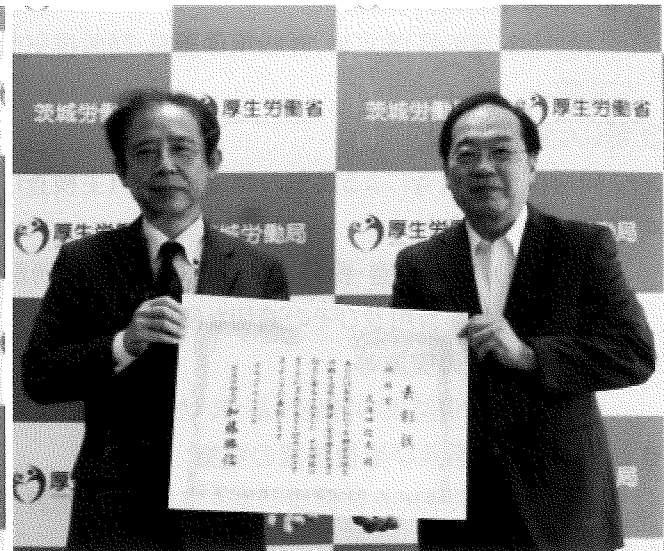
久保田俊夫氏は、茨城大学の安全衛生委員長として、学部内の安全衛生管理活動を中心に、職員及び学生に対して専門的かつ技術的な助言指導を行っている。現在は、茨城県粉じん対策指導委員として、茨城県内の粉じん等有害業務の技術的かつ専門的な指導助言等を茨城大学大学院理工学研究科教授としての知識を遺憾なく発揮し、労働衛生対策の推進に多大な貢献をしています。



<奨励賞> 清水・岡部・山本特定建設工事共同企業体
土浦駅北地区第一種市街地再開発事業施設建築物 新築工事



<功績賞> 医療法人薫光会小松整形外科医院理事長
茨城保健総合支援センター所長 小松満氏



<功績賞> 茨城大学大学院理工学研究科教授
粉じん対策指導委員 久保田俊夫氏

9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です!

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、粉じん障害防止対策を推進するため、本年4月から2023年3月までの5か年とする「第9次粉じん障害防止総合対策」を策定し、事業者が特に実施すべき措置として、「粉じん障害を防止するための事業者が重点的に講ずべき措置」を示しました。また、9月の全国労働衛生週間準備期間は、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策の徹底を図ることとしております。

【重点事項】

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業、アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) 石材等産地形成地区における岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- (3) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (4) (1)から(3)までを除く特定粉じん発生源に係る粉じん障害防止対策
- (5) 呼吸用保護具の使用を徹底及び適正な使用を推進
- (6) じん肺健康診断の着実な実施
- (7) 離職後の健康管理を推進

各団体では、月間中に粉じんの有害性や粉じん障害防止対策への意識を高揚させるため、会員事業場の安全衛生パトロールの実施等各種行事を開催し、粉じん障害防止の効果的な推進をお願いするとともに、各事業場では、月間中に以下の取組をお願いします。

【月間中の主な取組事項】

1 労働衛生管理体制の確立

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、保護具着用管理責任者を選任し、職務の確実な実施。衛生委員会を開催し、粉じん対策を徹底。

2 「粉じん対策の日」の設定

「粉じん対策の日」を定め、呼吸用保護具・局所排気装置等を点検、たい積粉じん除去のための清掃等を集中的に実施。

3 粉じん発散の防止

局所排気装置等による換気の確保、定期自主検査に基づく補修を実施。

4 粉じん吸入の防止

岩石等の裁断・研磨・粉碎、アーク溶接、金属の研磨、ずい道等建設工事等における高性能な電動ファン付き呼吸用保護具を着用及びその適切な使用を徹底。

5 作業環境測定の実施等

作業環境測定結果の評価に基づいた設備及び環境等の改善を実施。

6 じん肺健康診断及び事後措置の実施

就業時や定期のじん肺健康診断を実施、事後措置を実施。

7 教育の実施

じん肺の予防及び健康管理教育を実施、有所見労働者のじん肺の増悪を防止するため、健康管理教育を実施。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です! ～健康診断と事後措置の徹底を!～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を推進するため、9月の全国労働衛生週間準備期間を「職場の健康診断実施強化月間」と定め、健康診断及び事後措置等による健康管理対策の徹底を図ることとしております。

1 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

(1) 健康診断の種類とその適切な実施

- ① 一般定期健康診断(雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者等の健康診断)
- ② 特殊健康診断(有機溶剤、鉛、特定化学物質等の取扱いに常時従事する労働者等)
- ③ じん肺健康診断(粉じん作業に常時従事する労働者及び従事したことのある労働者等)
- ④ 歯科医師による健康診断(塩酸、硝酸、硫酸等を発散する場所に常時従事する労働者)
- ⑤ VDT作業、騒音作業、重量物取扱い作業、身体に著しい振動を与える業務等に係る指針・通達による健康診断

(2) 健康診断実施後の事後措置の徹底

健康診断の結果、異常の所見のある労働者については、医師等の意見を聴取し、必要があると認められるときには、対象者の実情を考慮して①就業場所の変更②作業の転換③労働時間の短縮④深夜業の回数の減少等適切な措置を講じる必要があります。

2 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努める必要があります。

3 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携

健康診断の結果、医療保険者から事業者へ、特定健康審査に相当する項目の記録の写しの提供を求められた時には、その記録の写しを提供する必要があります。なお、この提供は、個人情報保護法第23条により、第三者提供に係る労働者本人の同意は不要とされています。

4 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

小規模事業場が、医師を確保し、労働者に対する保健指導・健康相談等の産業保健サービスを提供することは容易ではありません。そこで、小規模事業場の労働者が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、県内9箇所に地域産業保健センターを設置しており、労働者数50人未満の事業場を対象に、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取及び個別訪問による産業保健指導等を原則無料により、提供しています。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から 働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行:2019年4月1日~ ※中小企業は、2020年4月1日~

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、
複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行:2019年4月1日~

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行:2020年4月1日~ ※中小企業は、2021年4月1日~

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、
有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、

基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』もご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

問い合わせ先

- 上記1、2の法律について 各労働基準監督署 (<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/kantoku/kantoku.html>)
- 上記3の法律について

パートタイム労働者、有期雇用労働者関係	茨城労働局雇用環境・均等室 ……………TEL 029-277-8295
派遣労働者関係	茨城労働局職業安定部需給調整事業室 ……TEL 029-224-6239
- 働き方改革の推進に向けた課題解決の支援 茨城働き方改革支援センター ……………TEL 0120-971-728

働き方改革に取り組む事業者のみなさまへ

「働き方・休み方改善コンサルタント」 がアドバイス!

「働き方改革」は、
企業の魅力アップ・優秀な人材確保につながります!

茨城労働局では、

- 過重労働による健康障害防止
- ワーク・ライフ・バランスの推進(仕事と生活の調和)
- 育児・介護と仕事の両立、女性の活躍推進

などの観点から、

- ⇒ 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進
- ⇒ 長時間労働や転勤を前提とする雇用管理を見直す
…などの取り組みを提案しています。

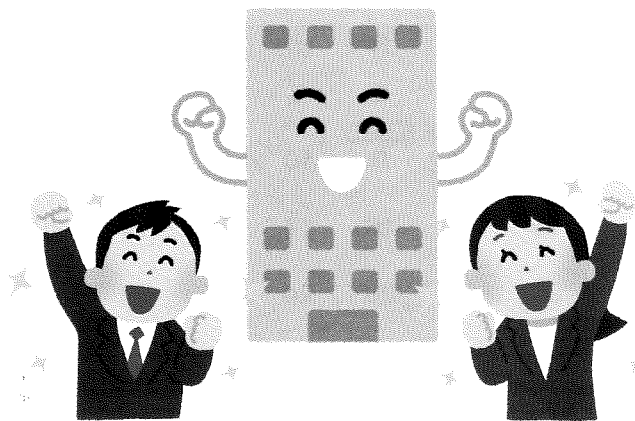


残業時間を減らし、年次有給休暇の取得促進を図るため、労働時間・休日の制度の見直し、多様な働き方(テレワーク、フレックスタイム制)の導入 など… これまでの働き方を見直す取り組みを、「働き方改革」といいます。

「働き方改革」は、生産性向上や離職率低減など
企業の魅力アップ・優秀な人材確保につながります。

こんなお悩みはありませんか?

- 変形労働時間制やフレックスタイム制など、柔軟な制度を導入したい…。
- 年次有給休暇の取得を促進するためにはどうすればいいか…。
- 転勤、長時間労働を前提とした雇用管理を変えて定着率をアップさせたい…。



そんなとき、働き方・休み方改善コンサルタントが

あなたの会社を訪問して **無料** でアドバイスいたします。

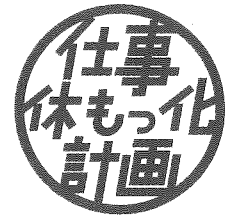
<お問合せ・お申込先> 茨城労働局 雇用環境・均等室

TEL 029-277-8295 (平日8:30~17:15) FAX 029-224-6265

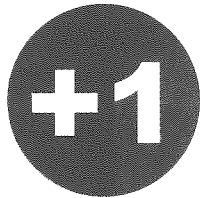
〒310-8511 水戸市宮町1-8-31茨城労働総合庁舎6階

※働き方・休み方改善コンサルタントは、茨城労働局が、専門的な知識と豊富な経験を有する「社会保険労務士」等をコンサルタントとして任用しているもので、ご相談・助言の内容に関する秘密は守られます。

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日・祝日に年次有給休暇を
組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を
組み合わせて、3日(2日)+1日以上
の休暇を実施しましょう。

2018年9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.5ポイント高くなっています(平成28年)※。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。※就労条件総合調査

1) 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な
業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、
年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

例えば、2018年の10月に導入すると？

年次有給休暇を土日、祝日と
組み合わせて、連続休暇に。

土日、祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて連続休暇に
することができます。また、[]点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組
み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2018年10月

日	月	火	水	木	金	土
					計画年休	6
	1	2	3	4	5	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

◎ 労働保険料の納付について ◎

「9月は労働保険料滞納整理強化月間です」

労働保険とは労災保険と雇用保険との総称です。農林水産業の一部を除き、労働者（パート、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、業種、規模の如何を問わず労働保険の適用事業となります。

労働保険料は、労働者の業務上又は通勤上の負傷等に対する給付や、失業した労働者に対する失業給付の他、労働者の福祉の増進を図る事業の財源となっており、事業主は納付期限までに保険料を納付しなければなりません。

茨城労働局及び県内の労働基準監督署では、9月を「労働保険料滞納整理強化月間」として徴収職員による実地納付督励を集中的に行います。納付期限までに納付がお済みでない場合は、至急金融機関等にて納付してください。

なお、保険料の納付等にかかるお問合せは茨城労働局労働保険徴収室029(224)6213又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

治療と仕事の両立支援 事業主向けセミナーのご案内

かつて「不治の病」とされていたがんをはじめとする疾病の多くは、近年の医療技術の進歩により「長くつきあえる病気」に変化しつつあり、「病気になったから離職する」という選択肢は必ずしも当てはまらなくなってきました。

「治療と仕事の両立支援」の推進は第13次労働災害防止計画や働き方改革実行計画においても企業経営者が積極的に取り組むべき課題として明確に位置付けられており、労働者の高齢化に伴い貴重な人材を活用することで職場の生産性向上や社会全体の活性化にも役立ちます。

本セミナーでは、企業経営者や人事労務担当者が取り組むべき事項について、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月 厚生労働省）を踏まえ、治療と仕事の両立支援を熟知した茨城産業保健総合支援センターの産業保健相談員がわかりやすく解説します。

また、産業保健総合支援センターががん拠点病院内等に設置している出張相談窓口において、病気に罹患した労働者からの相談に対応している両立支援促進員から具体的な事例の紹介があります。

日時	会場	定員	内容	参加費
平成30年 10月26日(金) 13:30~16:00	日立シビックセンター 502号会議室 (日立市幸町1-21-1)	100名	(1) 両立支援ガイドラインの説明 (2) 両立支援事例の説明 (3) 茨城県のがん対策について (茨城県保健福祉部疾病対策課) (4) 難病のある人の就労支援について (茨城県難病相談支援センター)	無料

参加申込方法

当センターホームページに掲載されている事業主向けセミナーチラシの裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX(029-227-1335)で当センターまで送信願います。
なお、定員に達し次第受付終了とさせていただきますので、早めにお申込みください

パワーハラスメント対策の取組を推進しましょう

「職場のパワーハラスメント」(以下パワハラ)とは?

①同じ職場で働く者に対して、②職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性※1を背景に、③業務上の適正な範囲※2を超えて、④精神的・身体的苦痛を与える・職場環境を悪化させる行為を言います。

※1：職場内の優位性…職務上の地位に限らず、先輩・後輩の間や同僚間での人間関係、専門知識・経験などの様々な優位性が含まれます。

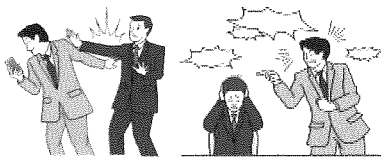
※2：業務の適正な範囲…業務上の必要な指示や注意・指導を不満に感じたりする場合でも、業務上の適正な範囲で行われている場合は、パワハラにはあたりません。

上司は自らの職位・職能に応じて、業務上の指揮監督や教育指導を行うことが求められます。職場のパワハラ対策は、適正な指導を抑制するものではありません。パワハラ対策には、①指導とハラスメントの線引きを明確にする、②ハラスメントが及ぼす弊害を教育する等が挙げられますが、対策をとることで、より効果的で伝わりやすい適正な指導に見つめ直す契機になり得ます。

パワハラは当事者だけの責任とは限りません!

労働裁判の判例では、パワハラ加害者本人が不法行為責任を負うケースだけでなく、使用者も使用者責任を負うとされたケースや、使用者が労働者に対し労働契約上負っている安全配慮義務違反が問われたケースもあります。このような事態を未然に避けるためにも、自社のパワハラ対策の点検整備等の取組は非常に重要です。

パワハラの6類型(例示)



身体的な攻撃

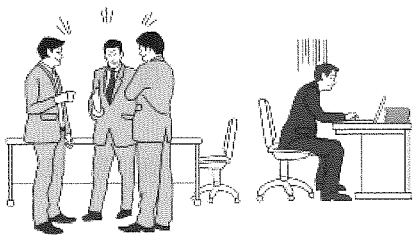
物を投げつける、殴る・蹴る、胸ぐらを掴み説教をする

精神的な攻撃

無能呼ばわり、大勢の職員の前で大きな声で叱責する

人間関係からの切り離し

協力関係からの疎外、無視、根拠のない噂を吹聴する



過大な要求

達成が見込めない理不尽な量・ノルマを強いる

過小な要求

本来の職務とかけ離れた、掃除等の軽作業のみを強いる

個の侵害

所有物やデスクを物色する、年次有給休暇の理由を根掘り葉掘りしつこく聞く

パワハラ対策の取組ポイント7選

- ①トップのメッセージ:パワハラを職場からなくす旨を明確に示す
- ②ルールを決める:就業規則等にパワハラの関係規定を設ける
- ③実態を把握する:アンケートや巡回調査等によって全職員の意見を吸い上げる機会を設ける
- ④教育する:ハラスメント防止等の研修を継続的に実施する(定期的に研修内容や研修対象者を見直す等)
- ⑤周知する:組織の方針・取組等を全職員がアクセス可能な方法で周知する(手交、社内イントラネット等)
- ⑥相談・解決の場を設ける:安心して相談できる相談窓口の設置、相談者・行為者への取るべき措置及びフォローアップ
- ⑦再発を防止する:行為者に対する再発防止研修、パワハラ of 構造的な原因分析と再発防止対策の策定

パワハラ対策取組方法の解説やパワハラ対策導入マニュアル・研修資料・アンケートのひな形等は、ポータルサイト「あかるい職場応援団 (<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>)」をご参照ください。その他ご質問等は、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)もしくは最寄りの労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーまで。



ハラスメント対応特別相談窓口を開設しました!

茨城労働局開設期間:平成30年9月3日(月)~平成30年12月28日(金)

たとえば…

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口
に相談したら「それくらいのこと
は我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」と
何度も言われ、精神的に非常に
苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し
執拗に叱られてつらい。

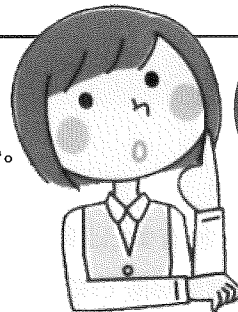


妊娠・出産・育児休業等に関する
ハラスメントの相談を受けたが、会
社としてどうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休
業・介護休業等に関するハラス
メントの防止措置は、会社として
なにをする必要があるんだろう。
パワハラも対策に含めた方がよい
のだろうか?

茨城労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分~17時15分(土曜・日曜・祝祭日を除く)
※時間をかけて、丁寧に相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。
電話番号 029-277-8295
住 所 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31
茨城労働総合庁舎6階
雇用環境・均等室【相談・指導部門】



取引先や接待の席
で受けたハラスメント
も、会社は防止対策
が必要なんだよね

実習実施者等のみなさまへ

外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、外国人技能実習生を雇用する実習実施者においては、技能実習責任者及び事業所毎に技能実習指導員・生活指導員を選任することが義務付けられており、11月に鹿嶋会場にて養成講習を開催しますのでご案内申し上げます。

なお、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会は、「養成講習機関」として厚生労働大臣の告示を受けて養成講習を実施している機関です。

- 1 開催日時 (1) 技能実習責任者養成講習 平成30年11月13日(火) 午前9時20分~午後6時25分
(2) 技能実習指導員養成講習 平成30年11月15日(木) 午前9時20分~午後6時25分
(3) 生活指導員養成講習 平成30年11月16日(金) 午前9時20分~午後4時05分
※鹿嶋会場では、お弁当の販売はありませんのでご了承願います。

2 開催場所 鹿嶋市まちづくり市民センター 茨城県鹿嶋市宮中4631番地の1(駐車場有り)

3 受講申込方法

受講申込は、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会のホームページよりインターネット申込のみとなります。申込方法については、インターネットの検索窓で「全基連」と入力してトップページから「外国人技能実習制度関係者養成講習」バナーをクリックして下さい。(全基連のトップページには、茨城労働基準協会連合会のホームページからもアクセスできます。)

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 TEL 03-5283-1031

(外国人技能実習制度関係者養成講習担当直通)

労災保険 二次健康診断等給付のさらなる活用を

労災保険の二次健康診断等給付は、労働安全衛生法第66条第1項または同条第5項ただし書き規定による健康診断のうち、直近のもの(以下「一次健康診断」といいます)の結果に基づいて、健診給付医療機関において二次健康診断および特定保健指導を現物給付するものです。

事業主の皆様におかれましては、制度をご理解のうえ該当労働者を把握のうえ二次健康診断等給付のさらなる活用をお願いします。

二次健康診断等給付の対象者

- 1.一次健康診断において、「血圧検査」「血中脂質検査」「血糖検査」「腹囲の検査またはBMIの測定」の4項目すべてにおいて「異常の所見」が認められること。
- 2.脳・心臓疾患の症状を有していないこと。
- 3.労災保険の特別加入者でないこと。

二次健康診断等の給付内容

- 1.二次健康診断
 - ①空腹時血中脂質検査 ②空腹時血糖値検査 ③ヘモグロビンA1c検査(一次健康診断で実施していれば不可) ④負荷心電図検査または胸部超音波検査のいずれか一方の検査 ⑤頸部超音波検査 ⑥微量アルブミン尿検査(一次健康診断で尿蛋白検査が「擬陽性」または「弱陽性」の所見が認められた場合にのみ実施)
- 2.特定保健指導
 - ①栄養指導 ②運動指導 ③生活指導

なお、二次健康診断の結果、脳・心臓疾患を有していると診断された場合は実施されません。

その他の留意点

- 1.二次健康診断等給付は健診給付医療機関として指定された医療機関でのみ受診できます。
- 2.1年度内(4月1日から翌年の3月31日までの間)に1回に限り受診できます。
- 3.一次健康診断の受診日から3ヶ月以内に請求して下さい。

二次健康診断等給付請求書(様式第16号の10の2)と、一次健康診断において、二次健康診断等給付の支給要件となる検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断されたことを証明できる書類を添付して、健診給付医療機関に事前連絡・予約等のうえで受診して下さい。

二次健康診断等給付請求書は厚生労働省のHPからダウンロードできます。

トップページ「分野別の情報」雇用・労働>労働基準>労災補償>労働者の方へ>労災保険給付等の手続に使用できるOCR帳票について
- 4.健診給付医療機関から「二次健康診断等の受診結果」が交付されますので、(事業主提出用)は必ず事業主あて提出して下さい。

平成30年度
厚生労働省委託事業 **参加費無料**
**過重労働解消のための
セミナーを開催します**
定員先着100人

本セミナーでは、長時間労働の削減、過重な労働による健康障害の防止など事業場における過重労働防止対策に取り組むために必要な知識やノウハウについて、具体的な取組事例などを紹介します。

セミナーは、労務担当者等どなたでも参加いただけます。
(参加申し込みは以下の専用ホームページ又はFAXをお願いします。)

開催日時・会場

平成30年10月17日(水) 14:00~16:30
茨城県立県民文化センター 分館 集会室8号
(水戸市千波町)

お問い合わせ先

委託運営 過重労働解消のためのセミナー運営事務局
(株東京リーガルマインド内)
専用HP <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>
電話番号 03-5913-6085 (平日9時~17時)
F A X 03-5913-6409

**県内の労働災害発生状況速報
(平成30年7月末現在)**

業種別	平成30年	前年同期	
計	(16) 1,563	(13) 1,464	
製造業	(1) 458	(1) 417	
鉱業	(0) 4	(1) 4	
建設業	(8) 180	(6) 223	
内訳	土木	(4) 43	(4) 54
	建築	(2) 77	(2) 101
	その他	(2) 60	(0) 68
運輸交通業	(3) 197	(1) 191	
貨物取扱業	(1) 18	(1) 19	
農林業	(0) 24	(1) 26	
畜産水産業	(0) 51	(2) 63	
商業	(2) 199	(0) 182	
その他	(1) 432	(0) 339	

(注) ()内は、死亡者で内数

平成30年死亡災害発生状況 7月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
7月 15~16時	管理者 40歳代 20年	その他の商業 — その他	感電	事業場の屋外に設置された冷却水循環装置の異常確認を一人で行っていた被災者が、仰向けの姿勢で倒れているのを発見され、病院に搬送されたが死亡した。 なお、災害発生時には当該装置の配電盤の覆いが外され、導線がショートしている状態が認められた。
			送配電線等	
7月 8~9時	作業員 20歳代 3年	一般港湾 運送業	飛来・落下	埠頭に接岸した船倉で、岸壁に設置したクローラークレーン(吊上げ過重150t)を用いて7本組にしたH型鋼(1本の長さ6m、重量85kg)を3束にまとめて荷揚げ作業中、吊上げていた鋼材が落下し、吊荷の下にいた被災者に当たり、死亡した。
			荷姿の物	
7月 17~18時	作業員 60歳代 14年	機械器具 設置工事業	転倒	冷蔵室の扉取付け工事終了後、使用していた脚立の近くで、倒れていた被災者を同僚が発見したが、搬送先の病院で脳挫傷により翌日死亡した。 脚立を片付けようとして、油脂が付いたコンクリート床で転倒し、頭部を強打したものと推定される。
			作業床・歩み板	
7月 10~11時	とび工 60歳代 40年	鉄骨・ 鉄筋コンクリート 造家屋 建築工事業	墜落・転落	工場の建屋梁改修工事において、建屋の内側に設置されたグレーチングの床に、工事で使用した架設部材を移動式クレーンで荷下ろしのため仮置き作業中、グレーチング床端部から25m下に墜落し、死亡した。
			開口部	

講習会のご案内 (30年9月中旬~10月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
9/25~26・27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
9/25~26・27・28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/16~17・18・19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/23~24・25・26	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
有機溶剤作業主任者		
9/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
10/25~26	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/31~11/1	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
乾燥設備作業主任者		
10/22~24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
9/21~22	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/25~26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
10/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
玉掛け		
9/28~29・30	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
10/4~5・6	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
プレス機械作業主任者		
10/27~28	平成館 (古河市)	古河協会
フォークリフト運転(学科)		
9/15	平成館 (古河市)	古河協会
9/30	平成館 (古河市)	古河協会
10/2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
10/2	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/2	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
10/10	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
10/11	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/21	平成館 (古河市)	古河協会
ショベルローダー等運転		
10/1,3,4,5 15-16-17	茨城県職業人材育成センター (水戸市)	連合会
床上操作式クレーン運転		
10/11~12・13	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/12~13・14	平成館 (古河市)	古河協会
10/18~19・20・21・27	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
小型移動式クレーン運転		
9/18~19・20・21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
9/27~28・30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/25~26・27	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
9/18~19	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/4~5	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
9/19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会

9/26	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
9/28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
プレス・シャーの金型等取付け等の業務		
10/12~13	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
アーク溶接等の業務		
9/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
9/28~29	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/24~25	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
電気取扱業務(低圧)		
9/28~29	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
9/28~29	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
9/25・26・27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
9/29~30	平成館 (古河市)	古河協会
10/5~6	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
10/12~13	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
9/26~27	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・龍ヶ崎・常総協会
特化物能力向上教育		
10/19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
9/25~26	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
10/9~10	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/11~12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
10/11~12	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/15~16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
職長・安全衛生責任者教育		
9/26~27	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/6~7	平成館 (古河市)	古河協会
安全管理者選任時研修		
10/29~30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
10/15~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
9/19	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
雇用管理研修(建設業) コミュニケーションスキル等向上		
10/26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478